

第二百十三号議案

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者    東京都知事    小   池   百   合   子

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

東京都民生委員定数条例（平成二十六年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

表中央区の項中「百二十四人」を「百二十五人」に改め、同表港区の項中「百五十八人」を「百五十六人」に改め、同表墨田区の項中「二百九人」を「二百十人」に改め、同表江東区の項中「三百三十人」を「三百三十二人」に改め、同表大田区の項中「五百七人」を「五百八人」に改め、同表中野区の項中「三百十一人」を「三百十二人」に改め、同表北区の項中「三百二十三人」を「三百三十二人」に改め、同表荒川区の項中「二百十六人」を「二百十五人」に改め、同表板橋区の項中「五百三十六人」を「五百三十一人」に改め、同表足立区の項中「五百五十九人」を「五百五十一人」に改め、同表青梅市の項中「百五十一人」を「百五十四人」に改め、同表府中市の項中「百八十一人」を「百九十一人」に改め、同表昭島市の項中「八十五人」を「八十六人」に改め、同表町田市の項中「二百五十七人」を「二百十三人」に改め、同表日野市の項中「百三十四人」を「百三十三人」に改め、同表東大和市の項中「六十一人」を「五十六人」に改め、同表武蔵村山市の項中「六十二人」を「五十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

（提案理由）

第二百十三号議案    東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を改める必要がある。